

川西市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画における計画策定支援及びアンケート調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、川西市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画における計画策定支援及びアンケート調査業務に係る委託業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

2. 募集する業務委託の概要

(1) 業務名称

川西市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務

(2) 業務内容

川西市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画における計画策定支援業務及びアンケート調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という）の内容に基づき業務を実施するものとする。

(3) 選定方法

公募型のプロポーザル方式により、提案内容、見積価格等の審査基準を元に総合的に評価・審査し受託候補者を選定する。

(4) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(5) 見積上限額

8,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）以内

※計画ごとの見積上限額（単位：円）

計 画	R7 年度	R8 年度	合 計
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	4,800,000	3,200,000	8,000,000

※見積書の作成に際しては、積算根拠を明確に記載することとし、人件費、諸経費等の経費内訳が分かるように積算し記載することとする。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者は、次に掲げるすべての条件に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和7年度川西市一般競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 川西市の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 別紙の仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行

体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

- (5) 「川西市暴力団排除に関する条例」(平成 24 年川西市条例第 5 号)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (7) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)附則第 2 条による廃止前の和議法(大正 11 年法律第 72 号)第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていないものであること。
- (8) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

4. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書(様式 1) 1 部
- ② 業務実施体制(様式 2) 8 部
- ③ 業務経歴書(様式 3) 8 部
- ④ 会社概要書(様式 4) 8 部
- ⑤ 誓約書(様式 5) 1 部
- ⑥ 企画提案書(様式任意) 8 部
- ⑦ 業務工程表(様式任意) 8 部
- ⑧ 見積書(様式任意) 8 部

※ 1 枚に記載しきれない場合は複数枚に記載すること。

※見積書については、人件費、諸経費等の経費内訳が分かるように積算し記載すること。

(2) 提出期限

令和7年7月7日(月)午後5時まで

(但し、執務時間内とし、提出書類の分割提出は認めない。)

(3) 提出方法

介護保険課へ持参又は郵送(必着)

5. 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書の様式

提案書はA4版縦、横書き、両面印刷を原則とし、下部にページ番号をふること。

ただし資料の作成上A3版を利用した方が確認しやすい場合はA3版の利用を可とする。

(2) 企画提案内容及び留意事項

①計画策定に向けた基本的視点、重視すべき事項

②業務の具体的な実施手法、手順、考え方等

③業務のスケジュール

④業務の実施体制

⑤会社の概要と特徴

⑥本実施要領「7. 事業者の選定 (4)選定基準」及び別添仕様書を踏まえ、応募者としてのアピールポイントや有効な独自提案

6. 質問受付期間及び回答

本実施要領及び別添仕様書等に関し、不明な点がある場合は質問書(様式6)を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年6月18日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

質問書(様式6)を下記(4)送信先に記載されたメールアドレス宛てに電子メールにより提出すること。また、電子メール送信後に必ず電話で到着確認を行うこと。

(3) 回答方法

提出された質問の回答は、令和7年6月26日(木)頃に質問者名をふせて、全質問の回答を集約したものを本市のホームページで公表する。

(4) 送信先

川西市福祉部介護保険課

E-mail: kawa0182@city.kawanishi.lg.jp

7. 事業者の選定

(1) 書類選考

参加資格を満たすと判断された事業者が5者以上あった場合は、提出書類審査後、業務実績等客観的内容による審査を行い、上位4者を次のプレゼンテーションによる選考の対象とする。

(2) プレゼンテーション

①実施日時・場所

令和7年7月16日（水）川西市役所（予定）

なお、別途正式決定し、参加事業者に書面及び電子メールで通知する。

②実施時間

1事業者につき30分以内（事業者からの提案説明20分、質疑応答10分以内とする。）

③その他

- ・プレゼンテーションは、非公開とする。
- ・プレゼンテーションは、本業務に直接携わる予定担当者が行い、出席者数は5名以内とする。プロジェクター及びスクリーンは本市が用意する。
- ・プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

(3) 選定方法

- ①事業者の選定は、審査委員会を設置し、同委員会が前記2.に係る候補事業者を選定する。
- ②企画提案書等提出書類等を審査し、最高得点者を本委託業務に適した候補者として選定する。但し、次の（4）選定基準のいずれかにおいて、一定の基準値に達しない項目がある場合は、この限りではない。

(4) 選定基準

①業務遂行能力・保有技術力に対する評価

業務実施体制、業務経歴、担当者実績、業務実施体制、その他業務遂行能力等

②企画提案内容に対する評価

業務の理解度、提案内容の的確性・実現性・分析力、本市の課題の把握等

③計画策定支援業務の実施と実現性に対する評価

計画策定支援の実現性、人口推計・給付分析の論理性・適正性等

④スケジュールに対する評価

策定までの作業項目の洗い出し、業務フロー、業務遂行スケジュールの実現性等

⑤プレゼンテーションに対する評価

説得力、資料調整力等

⑥価格の評価

費用対効果

⑦個人情報の取り扱いに対する評価

個人情報の取り扱いの適正性等

※プロポーザルの評価基準については別紙Ⅰを参照すること。

(5) 結果の通知

審査結果は、令和7年7月24日（木）以降に、プレゼンテーションを行った全事業者に文書及び電子メールで通知する。

8. 契約の締結

前記7.により本委託業務の候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は川西市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

9. 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (6) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格にあたると認める場合

10. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 審査・選考の結果については、本市は一切異議申し立てには応じない。
- (6) 他の応募法人の提案内容に関する問い合わせについては、直接または間接の如何を問わず、一切応じない。
- (7) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川西市情報公開条例（平成4年川西市条例第8号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (9) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。

11. 選定スケジュール

(1) 公募開始日	令和7年6月 6日(金)
(2) 質問締切日	令和7年6月18日(水) 午後5時まで
(3) 質問回答日	令和7年6月26日(木) 頃
(4) 企画提案書等の提出期限	令和7年7月 7日(月) 午後5時まで
(5) プレゼンテーションによる選考	令和7年7月16日(水) 予定
(6) 選定結果通知	令和7年7月24日(木) 予定

12. 問い合わせ先

〒666-8501 川西市中央町12番1号

川西市福祉部 介護保険課(担当: 田村・川原)

TEL: 072-740-1148(直通) / FAX: 072-740-2003

E-mail: kawa0182@city.kawanishi.lg.jp